

報告第11号

専決処分の報告について（反訴の提起）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年6月11日報告

小松島市長 濱 田 保 徳

専決第7号

専決処分書

反訴の提起について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分にする。

平成30年4月23日専決

小松島市

小松島市長 濱田 保徳

1. 訴訟当事者

- | | |
|----------------|---|
| (1) 反訴原告（本訴被告） | 徳島県小松島市横須町1番1号
小松島市
上記代表者市長 濱田 保徳 |
| (2) 反訴被告（本訴原告） | 徳島県小松島市
A |

2. 事件名

保証債務履行請求反訴事件

（本訴：平成30年（ワ）第11号債務不存在確認請求事件）

3. 反訴請求の趣旨

- (1) 反訴被告（本訴原告）は、反訴原告（本訴被告）に対し、
金529万7,500円を支払え
- (2) 訴訟費用は、反訴被告（本訴原告）の負担とするとの判決
並びに第1項につき仮執行の宣言を求める

4. 専決処分にする理由

連帯保証人である反訴被告（本訴原告）に対し平成29年12月1日付で市から催告書を送付したところ、連帯保証人より市を被告とする債務不存在確認訴訟を提起されたことから、反訴を提起し、反訴被告（本訴原告）に対する請求を行う必要があるため。

5. 授権事項

控訴、上告、和解その他本件に関する付帯事項

6. 管轄裁判所

徳島地方裁判所

反 訴 状

平成30年4月 日

事件名 保証債務履行請求反訴事件

(本訴：平成30年(ワ)第11号債務不存在確認請求事件)

〒770-0853 徳島市中徳島町2丁目17番地(送達場所)

弁護士法人心の帆 後藤田法律事務所

TEL (088) 626-0203

FAX (088) 626-0343

反訴原告(本訴被告)訴訟代理人

弁護士 後藤田 芳志

弁護士 宮澤 由浩 (担当)

弁護士 折野 征平

徳島地方裁判所 御中

記

当事者の表示

反訴請求の趣旨及び反訴請求の原因

証拠方法及び添付書類



いずれも別紙のとおり

当事者の表示

〒773-8501

徳島県小松島市横須町1番1号

反訴原告（本訴被告） 小 松 島 市

上記代表者市長 濱 田 保 徳

〒770-0853

徳島県徳島市中徳島町2丁目17番地（送達場所）

TEL (088) 626-0203

FAX (088) 626-0343

反訴原告（本訴被告）訴訟代理人

弁護士法人心の帆 後藤田法律事務所

弁護士 後 藤 田 芳 志

弁護士 宮 澤 由 浩

弁護士 折 野 征 平

〒773-

徳島県小松島市

反訴被告（本訴原告） A

反訴請求の趣旨

1. 反訴被告（本訴原告）は、反訴原告（本诉被告）に対し、金529万7,500円を支払え
2. 訴訟費用は、反訴被告（本訴原告）の負担とする
との判決並びに第1項につき仮執行の宣言を求める。

反訴請求の原因

1. 当事者

(1) 反訴原告は、小松島市 所在の公営住宅である 団地 号（以下、「本件公営住宅」という。）の所有者であり、管理者である。

(2) 反訴被告は、訴外B（以下、「訴外B」という。）が本件公営住宅に入居するに際し、訴外Bの債務を連帯して保証する旨を約した連帯保証人である。

2. 訴外Bに対する本件公営住宅の使用許可

反訴原告は、訴外Bに対して、以下の内容で本件公営住宅の使用を許可した（本件賃貸借契約、甲1）。

(1) 賃貸人 反訴原告

(2) 賃借人 訴外B

(3) 連帯保証人 反訴被告及び訴外Cは平成9年3月27日付請書にて連帯保証をなした。

(4) 賃貸借物件 小松島市

団地 号

(5) 入居日 平成9年3月27日

(6) 家賃 月額1万6,000円
毎月末日当月分払い

3. 家賃の推移と滞納及び滞納額

(1) 本件公営住宅の家賃は、当初月額1万6,000円であったが、平成16年度からは2万0,700円に、平成17年4月から11月は2万4,200円に、平成17年12月から平成18年3月は3万3,000円に、平成18年度は4万1,800円に、平成19年度は2万4,200円に、平成20年度は4万3,000円に、平成21年度は5万1,700円に、平成22年度4月は6万2,500円に、平成22年5月から平成23年3月までは1万9,900円に、平成23年度は月3万3,800円に、平成24年度は4万7,200円に、平成25年度は3万3,800円に、平成26年度は4月から平成27年2月分が3万8,600円に、平成27年3月分は4万3,700円に、平成27年度は5万9,200円に、平成28年度は5万2,800円にそれぞれ変更された。

(2) 反訴原告が反訴被告に対して保証債務の履行を請求する範囲に対応する、訴外Bの滞納家賃は、以下のとおりである。

① 平成16年度（平成16年8月～翌年3月分）

1ヶ月の家賃は金2万0,700円

但し、8月分は一部支払われているため、8,100円

滞納は金8,100円+金20,700円×7ヶ月=153,000円

② 平成17年度（平成17年4月～翌年3月分）

1ヶ月の家賃は4月から11月分が金2万4,200円、12月から3月分が金3万3,000円

滞納は金24,200円×8ヶ月+33,000円×4ヶ月=325,600円

③ 平成18年度（平成18年4月～翌年3月分）

1ヶ月の家賃は4万1,800円

滞納は金41,800円×12ヶ月=501,600円

- ④ 平成19年度（平成19年4月～翌年3月分）
1ヶ月の家賃は金2万4,200円
滞納は金24,200円×12ヶ月＝290,400円
- ⑤ 平成20年度（平成20年4月～翌年3月分）
1ヶ月の家賃は金4万3,000円
滞納は金43,000円×12ヶ月＝516,000円
- ⑥ 平成21年度（平成21年4月～翌年3月分）
1ヶ月の家賃は金5万1,700円
滞納は金51,700円×12ヶ月＝62万0,400円
- ⑦ 平成22年度（平成22年4月～翌年3月分）
1ヶ月の家賃は4月分が金6万2,500円、5月分から平成23年3月分が金1万9,900円
滞納は金62,500円＋19,900円×11ヶ月＝28万1,400円
- ⑧ 平成23年度（平成23年4月～翌年3月分）
1ヶ月の家賃は金3万3,800円
滞納は金33,800円×12ヶ月＝40万5,600円
- ⑨ 平成24年度（平成24年4月～翌年3月分）
1ヶ月の家賃は金4万7,200円
滞納は金47,200円×12ヶ月＝56万6,400円
- ⑩ 平成25年度（平成25年4月～翌年3月分）
1ヶ月の家賃は金3万3,800円
滞納は金33,800円×12ヶ月＝40万5,600円
- ⑪ 平成26年度（平成26年4月～翌年3月分）
1ヶ月の家賃は平成26年4月分から平成27年2月分が金3万8,600円、平成27年3月分が4万3,700円

滞納は金38,600円×11ヶ月+43,700円=46万8,300円

⑫ 平成27年度（平成27年4月～翌年3月分）

1ヶ月の家賃は金5万9,200円

滞納は金59,200円×12ヶ月=71万0,400円

⑬ 平成28年度（平成28年4月）

1ヶ月の家賃は金5万2,800円

滞納は金52,800円×1ヶ月=5万2,800円

以上、①～⑬の合計金は、金529万7,500円となる。

4. 本件公営住宅の明渡しと反訴被告に対する保証債務の履行請求

(1) 反訴原告は、訴外Bが家賃を滞納して支払わないため、訴外Bに対して滞納家賃を全額支払うよう催告をしたところ、訴外Bは、平成28年4月に本件公営住宅を明渡し、平成28年4月27日付け「市営住宅滞納家賃納付誓約書」を作成（乙1）し、月々2万円ずつの分割による支払を誓約した。

(2) しかし、その後も訴外Bから、反訴原告に対する滞納家賃全額の支払がなされないため、反訴原告は、反訴被告に対し、平成29年12月1日付け「御連絡及び催告書」において、平成16年4月から平成28年4月分までの訴外Bの滞納賃料を、同月25日までに全額を支払うように催告した（甲2）。

(3) 上記通知に対して、反訴被告代理人より消滅時効を援用する旨の平成29年12月10日付け「ご通知」が送付された。

しかし、訴外Bは、平成18年3月3日（乙5）、平成23年2月25日（乙6）、平成24年3月22日（乙7）、平成26年1月17日（乙3）、平成27年2月27日（乙4）、平成28年4月27日（乙1）に、上記滞納家賃の債務承認を行っている。このため、反訴原告が訴外Bに対して有する債権は、いずれも消滅時効期間が経過していない。

5. 以上の次第で、反訴原告は、反訴被告に対し、連帯保証契約に基づき、反訴請

求の趣旨記載の金員の支払を求める。

以上

添 付 書 類

1. 専決処分書 1通